

8. 福祉用具について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 国保連合会介護給付適正化システムの一層の活用について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、製品毎に価格の分布状況（全国、都道府県別、保険者別）を把握可能とともに、製品毎の価格幅等を抽出可能とする検索条件を拡充している。

このシステムを活用し、福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知について、578保険者（平成22年）において取り組んでいただいているが、当該システム改修により福祉用具の価格情報の把握が可能となった保険者では、外れ値の改善に一定の効果が見られる。また、一部の保険者では、介護給付費通知と併せて、当該システムの導入により把握される保険者の管内で貸与された製品に係る製品毎の貸与価格情報（最頻値、平均値、最高値、最低値）について、市のホームページを通じて情報提供する取組も行われている。

各都道府県におかれては、当該システムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

② 介護保険請求時に介護給付費明細書へ記載するコードについて

福祉用具貸与における介護保険請求時に介護給付費明細書へ記載するコードについては、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）において、公益財団法人テクノエイド協会が付しているT A I S コード又は財団法人流通システム情報センターが付しているJ A N コードを基本とし、いずれのコードも有していない商品については福祉用具貸与事業者が任意で付したコードを記載することとしている。

平成23年11月10日の介護給付費分科会では、いわゆる「外れ値」への対応として、上記の介護給付費通知書等の取組が全ての保険者に普及するよう推進するなど、給付の適正化のための取組を一層推進することとされた。

これを踏まえ、介護給付費明細書へ記載するコードについては、T A I S コード

又はJANコードのいずれかを記載しなければならないことを明確にし、いずれのコードも有しない福祉用具に限り、例外として、任意で付したコードを記載することを認めるものとする。各保険者におかれでは、管内福祉用具貸与事業者に対する周知をお願いする。

(2) 平成24年度介護報酬改定に伴う見直しについて

① 福祉用具サービス計画について

ア 概要

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者に対し、利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務付けることとし、人員及び設備に関する基準の改正を行う。

イ 改正内容

- ・ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。
- ・ 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。（※福祉用具貸与のみに規定）

ウ その他（経過措置等）

- ・ 公布日に現に存在する福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、平成25年3月31日までの間に、当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとする。

- ・ 福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。なお、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考とされたい。

② 保険給付の対象となる福祉用具・住宅改修の追加

平成24年度介護報酬改定において、次の福祉用具及び住宅改修について、平成24年4月1日から、新たに保険給付の対象とする。

ア 福祉用具貸与

追加となる用具	概要	備考
介助用ベルト	「特殊寝台付属品」の対象の拡充	入浴介助用以外のもの
自動排泄処理装置	福祉用具の貸与種目に追加	次の要件を全て満たすもの ・ 尿又は便が自動的に吸引されるもの ・ 尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ・ 要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

イ 特定福祉用具販売

追加となる用具	概要	備考
便座の底上げ部材	「腰掛便座」の対象の拡充	—
自動排泄処理装置の交換可能部品	「特殊尿器」の改正	次の要件を全て満たすもの ・ レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ・ 要介護者又はその介護を行う者が容易に交換出来るもの

ウ 住宅改修

追加となる改修	概要	備考
通路等の傾斜の解消	「段差の解消」の対象の拡充	—
扉の撤去	「扉の取り替え」の対象の拡充	—
転落防止柵の設置	「段差の解消に付帯して必要となる工事」の対象の拡充	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

(3) 福祉用具の安全性・利便性の確保について

① 福祉用具臨床的評価事業の実施について

福祉用具の安全性・利便性を確保する取組として、平成21年度から利用者及び臨床場面を想定した「製品の利便性」（使い勝手）について評価を行う福祉用具臨床的評価事業を実施しており、本年度は、次の福祉用具を評価対象としている。

（評価対象となる福祉用具）

- ・車いす
- ・電動車いす（標準形・簡易形・ハンドル形）
- ・特殊寝台
- ・スロープ
- ・入浴補助用具（入浴台、浴室用すのこ及び浴槽用すのこ、浴槽内いす）

事業実施主体である公益財団法人テクノエイド協会において、これまでに73製品に対する福祉用具臨床的評価の認証が行われており、認証された福祉用具の情報は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ（<http://www.techno-aids.or.jp/>）に掲載しているので参考とされたい。

また、平成24年度においては、引き続き、現在評価対象としている福祉用具に対する評価を実施するとともに、新たに腰掛便座及び入浴補助用具のうち入浴用いすを新たに評価の対象とすることを予定しているのでご了知願いたい。

② ハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道の利用を希望する場合は、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所等」という。）は、利用者の申請に基づき証明書を交付する等の所要の手続きを行うとともに、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両を利用する場合には、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要があるとしていたところである。

これについて、「介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について」（平成24年1月24日付け事務連絡）でお知らせしたとおり、今般、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が、社団法人交通バリアフリー協議会から一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下「JASPEC」）に変更さ

れ、平成24年1月24日からJASPECによる手続が開始されている。

各都道府県においては、管内の指定福祉用具貸与事業所等及び利用者に対して周知いただき、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう配慮をお願いする。

③ 福祉用具の事故について

福祉用具に係る事故防止のため、関係省庁と連携しつつ、取り組むこととしており、消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故情報として消費者庁が公表した情報については、都道府県、市町村及び関係団体に対して情報提供を行っているところである。

今後とも福祉用具の安全な利用に資する情報や重大製品事故情報等について、隨時、情報提供するので、各都道府県におかれては高齢者介護・障害者・医療等の関係部局間における情報共有に努めるとともに、適宜、居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者等の関係事業者に対して周知いただき、安全の確保に万全を期していただきたい。

(4) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業について

要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズがますます増大する中、医療・介護分野は新たな成長産業として期待されており、平成22年6月に政府が掲げた新成長戦略では「介護機器（福祉用具）開発の促進」を掲げ、今後、厚生労働省と経済産業省が連携し、介護機器（福祉用具）の研究開発の推進・臨床評価の拡充を図ることとしている。

これを踏まえ、厚生労働省では、福祉用具や介護ロボット等の実用化の支援に資するスキームを確立することを目的として、「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」を行っている。（平成23年度予算82,840千円、平成24年度予算（案）82,840千円）

本事業の委託先である公益財団法人テクノエイド協会において、具体的には、高齢者の自立や介護者の負担軽減に資する機器のうち試作段階にあるものを対象として、次の取組を行っているので、ご承知おき願いたい。

① 専門家による事前検証

- ・ 介護現場での利用に適しているか等、モニター調査の適性の検証
 - ・ 開発コンセプトの妥当性等、製品の開発過程の検証 等
- ② 介護施設等におけるモニター調査
- ・ 介護施設等におけるモニター調査を通じて、当該機器を介護現場で使用する上での課題の検証 等
- ③ その他介護機器等の実用化支援に資する実態調査・研究
- ・ 介護機器の導入環境に関する調査 等